



# 浦添市移民史便り 第6回

前回は、移民調査サークルの戦後新聞記事調査について報告しました。今回は、調査で収集した昭和20年から28年の『うるま新報』（以下では表記を省略）からの記事を中心に、当時の移民出稼の様子を紹介します。

問い合わせ 浦添市立図書館沖縄学研究室 ☎876 - 4946

### 旧移民地からの引き揚げ

終戦後、これまで満州や旧南洋群島等の旧植民地で暮らした人々が、日本本土を經由して沖縄に引き揚げてきます。

昭和21年8月17日、本土からの引揚者第一陣 556名が中城湾の久場崎に到着し、港には「ウエルカム・ユー・ホーム」との横断幕が掲げられ、琉球民政府や米軍の高官らが引揚者を迎えました（昭和21年8月23日付）。

その後も引き揚げは続き、同年末には、引揚者総数は約12万人にもおよびました（同年12月20日付）。また、満州から引き揚げる途中で亡くなった親族の遺骨を持って浦添に帰郷した宇西原出身の兄弟2名の記事もあります（昭和27年4月12日付『琉球新報』）。

### 移民先からの支援・訪問

ハワイや北米・中南米で暮らす沖縄出身者からは、復興支援のために様々な物資が沖縄に届けられます。昭和23年9月末には、ハワイから約500頭の豚が沖縄に届きました（同年48年10年1日付）。他にも、アメリカやブラジル等から山羊や医薬品等が贈られ、新聞の紙面をにぎわせます。

さらに、昭和25年3月にハワイの沖縄出身者が観光団として沖縄を訪れ、浦添を含む各市町村や会社等が、新聞に歓迎広告を掲載します（同年3月14日付）。そして、観光団の様子は新聞に連日掲載されました。

### 南米・八重山への移民

一方で、南米や八重山への移民も進められます。

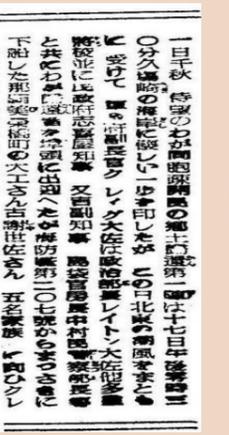
昭和23年からは、アルゼンチンへの移民が家族の呼寄せではじまり（同年9月3日付）、さらに、その翌年からは八重山への開拓移民が本格的にはじまります（昭和24年5月16日付）。

そして、昭和26年からは、沖縄からの移民先を探すため、米国のテイグナー教授が南米各地で現地調査を実施します（昭和26年9月25日付『沖縄新報』）。この調査での報告はその後の南米移民を後押ししました。

こうして移民への機運が高まるなかで、恩納村の中学校ではブラジルからの一時帰国者による講演会がおこなわれる等の移民教育が実施されます（昭和27年3月21日付）。

今回紹介しました新聞記事の調査を、毎週火曜日午後7時から9時に浦添市立図書館沖縄学研究室で実施しています。

沖縄・浦添の移民出稼について学習や市内での移民調査に参加したい方は、浦添市立図書館沖縄学研究室と沖縄学講座の会場で会員を受け付けております。



引揚者到着についての記事『うるま新報』（昭和21年8月23日付）より



引揚者到着についての記事『うるま新報』（昭和21年8月23日付）より



# 認知症高齢者の権利や財産を守るために

## 悪質商法などの被害が増えています

問い合わせ 地域支援課 支援センター係 ☎876-1234 (内線3541、3542)

今回は、認知症高齢者などの判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、悪質商法などの被害にあわないようにするための公的な仕組みである「**成年後見制度**」と「**日常生活自立支援事業**」について説明します。

「このままにしておく危険ですよ」「健康にいいから」などと言って、高額な住宅リフォームを契約させたり、寝具や浄水器を売りつけたりする悪質商法や、電話やはがきで金銭の振り込みを要求する「振り込め詐欺」などの被害にあう高齢者が増えています。特に、一人暮らしで周囲に相談できる人がいない方や、認知症で判断力が十分でない人などが狙われるケースが増えています。

また、介護保険などのサービスを利用する際の契約や、不動産の処分、遺産分割をする際などに、本人が十分に意思表示できないために不利益を被っている例も少なくありません。

自分や家族の尊厳ある暮らしを守るためにも、これらの制度の利用を検討してみたいかがでしょうか。

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等で精神上の障害のために判断能力が不十分な方	認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等で精神上の理由のために日常生活を営むのに支障がある方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財産管理 預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する助言や支援</li> <li>●身上監護 介護・福祉サービスの利用や施設への入退所の契約、費用支払い、日常生活上の契約等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護・福祉サービスの情報提供や契約援助</li> <li>●日常的な金銭管理の支援 税金・保険料、家賃等の支払い、年金の受取り</li> <li>●苦情解決制度の利用援助</li> <li>●大切な書類の保管 預貯金通帳、印鑑、有価証券、年金証書等</li> </ul>
支援者	本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所に選任された後見人等（本人にとって最も適当と思われる人を、家庭裁判所が選任）	社会福祉協議会の専門員と生活支援員（都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会とともに事業運営しています。）
利用の仕方	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者が、家庭裁判所へ申し立てる。 ※申し立てる親族等がない場合は、市町村長が申し立てることもできます。	本人や家族などが住所地の社会福祉協議会に申し込む。利用者の希望と状況に応じた支援計画が作成され、これに基づき支援が提供されます。
費用	申立手数料や登記費用、鑑定費用などを合わせて7万円程度。	支援計画作成までは無料。利用開始後は、1時間1,500円程度の利用料がかかる。
問い合わせ	那覇家庭裁判所 ☎855 - 1000 浦添市役所 福祉課 ☎876 - 1234 (内線 3565)	中部地域福祉権利擁護センターりんどろ ☎879 - 8358 (浦添市社会福祉協議会内) 沖縄県福祉サービス利用支援センター ☎887 - 2028



アルゼンチン移民についての記事『うるま新報』（昭和23年9月3日付）より